平成２１年（フ）第１７２号
北海道砂川市三砂町54番地６　三砂ふれあい団地２号棟13号
債務者　小松　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
北海道赤平市平岸新光町８丁目14番地
債務者　佐久間計匡
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２３１号
千葉市緑区誉田町１丁目796番地13
債務者　浅野　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７５号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番５棟201号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７７号
千葉県船橋市湊町２丁目14番13―401号
債務者　岩佐　美香
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０１号
千葉県浦安市堀江１丁目27番34号　第３コーポあじゅ102
債務者　森　　順
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０６号
千葉県船橋市習志野１丁目９番30号
債務者　高橋　俊明
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５６号
千葉市若葉区大宮町1075番地　市営大宮町第１団地53号
債務者　小嶋スミカ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６９号
千葉県船橋市薬円台２丁目５番５号
債務者　井相田眞智子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３３号
千葉県香取市仁良1247番地２
債務者　竹籔　　登
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第６５８号
川崎市川崎区藤崎１丁目15番１―202号　コーポスイモンⅡ
債務者　杉原　光枝
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
新潟県新潟市西蒲区仁箇1527番地11
債務者　木田　　歩
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９５号
新潟県新潟市秋葉区秋葉２丁目２番３号
債務者　坂爪　　純
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６６号
新潟県新潟市東区新川町325番地39
債務者　坂井　孝雄
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９４４号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟701号
債務者　服部　弘樹
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２５号
名古屋市緑区大高町字西千正坊６番地　プランドールハイツ大高Ａ棟201号
債務者　神村　宏則
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１０号
愛知県豊田市山之手８丁目89番地　グランディールＴＡＧＵＣＨＩ201号
債務者　木下　直美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
愛知県豊田市美里１丁目13番地３　シャンボール鈴木204号
債務者　佐藤　伸二
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係